

条件明示書

(広島高速道路附属物（照明施設等）点検業務)

1. 工程について

(1) 本業務における点検時間帯は、以下のとおり見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。

1) 昼間作業 9:00～17:00（準備・後片付け等を含む）

(2) 受注者は、本業務と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な点検に努めること。関係者として、以下を見込んでいる。

1) 公社保守業者（電気通信設備保守点検、ETC 設備保守点検等）

2) 公社交通管制業者

3) 広島高速道路公社が発注する工事及び業務等の施工業者

4) その他関連業者

5) 広島市（道路管理者）

2. 安全対策について

(1) 現道路交通及び工事用車両を安全に誘導するため、以下に示す交通誘導員を延べ 67 人(①高速本線：2 人/日、交代要員 1、②料金所及びランプ、街路：2 人/日、交代要員なし)、を配置するよう見込んでいる。なお、交通誘導員の詳細な配置方法については、別途監督員と協議を行うこと。

1) 昼間

・交通誘導員 A 25 人

・交通誘導員 B 42 人

3. 排ガス対策型建設機械について

(1) 電気通信設備工事共通仕様書（平成 28 年広島高速道路公社）「1-1-37 環境対策」で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第 2 次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、排出ガス対策型の基準値による設計変更は行わない。

4. その他

(1) 本業務の施工に伴う各関係機関との協議・調整等を積極的に行うとともに、それに伴い監督員が指示した資料作成についても迅速に行うこととする。

(2) 積算基準については、「広島県 門型標識等定期点検積算基準（令和 2 年 7 月）」によるものとし、共通仮設費率、現場管理費率は大都市を考慮した補正を行い、労務費及び資材費については、「土木工事設計資材単価表（令和 4 年 9 月改訂）」によるものとする。

ただし、上記積算資料にない資材単価は物価資料（建設物価、積算資料）の令和 4 年 9 月

版によるものとする。

- (3) 点検中に発見した不具合箇所がある場合、応急措置をとること。使用した部材については、設計変更の対象とする。